# 特別な勤務における交通費支給細則

## 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版 ※特別勤務時の交通費支給細則を全面改正	2018. 09. 01
1. 1	様式の電子化に伴い、押印欄を削除	2023. 04. 17

# 目 次

第	1条	目 的	1
第	2条	特別な勤務の定義	1
第	3条	支給基準	1
第	4条	交通費の請求	1
第	5条	交通費の支給	1
第	6条	会社内の施設等の利用	1

### 特別な勤務における交通費支給細則

規程番号 0802-0105-00-細制 定日 2018年 9月 1日 改正日 2023年 4月17日

(目的)

第 1条 この細則は、就業規則第2条に定める従業員が会社の命令により特別な勤務を行い、 やむを得ぬ事由により、会社への届け出とは異なる通勤手段で通勤した場合の交通費の 支給に関する事項について定める。

#### (特別な勤務の定義)

第 2条 特別な勤務とは、災害や重大な障害発生時の対応など緊急性を要するものをいう。

#### (支給基準)

第 3条 会社への届け出とは異なる通勤手段で通勤した従業員(以下「対象者」という。)に 交通費を支給する基準は次のとおりとする。

大温泉 E 大間 / 0 温中13 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 /				
利用区分	基準			
鉄道	実費			
バス	実費			
タクシー	実費。ただし交通事情などの事由により、鉄道、バス、自家用自動車(原動機付二輪車を含む)を利用できず、会社の許可を受けた場合に限る。			
自家用自動車 (原動機付二輪車を含む)	自家用自動車通勤管理細則に基づき算出した日額			

#### (交通費の請求)

第 4条 対象者が交通費の支給を受けるときは、勤務終了後原則として1週間以内に「特別な 勤務における交通費支給申請書」(様式1)に必要事項を記入し、証憑書類を添えて、 所属長を経て総務部に提出する。

#### (交通費の支給)

第 5条 会社は、対象者の当月勤務分を翌月15日に支給する。支給方法は原則として信連の 給与振込口座へ振り込む。

#### (会社内の施設等の利用)

- 第 6条 勤務が終了し、帰宅が深夜におよぶ場合や天候等により帰宅することが困難な場合は、 会社内の宿泊場所(和室等)および社用車を利用することができる。
  - 2 和室や社用車等の会社内の施設を利用した場合、宿泊費、交通費は支給しない。